

埼玉県シニアサッカー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は埼玉県シニアサッカー連盟（以下「本連盟」という）と称し、外国に対しては（SAITAMA Senior Football Federation）「略称 SAITAMA Senior FF」という。

(事務所)

第2条 本連盟の所在地は(公財)埼玉県サッカー協会内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、加盟チームの相互の連携と交流を図り、本連盟の健全な発展に寄与するとともに、併せて生涯サッカーのため健康と親睦を深め、ゲームを楽しむことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各競技会の開催。
- (2) 各種大会への役員及び選手の派遣と援助。
- (3) 指導者・審判員及び選手の養成と資質の向上。
- (4) その他、目的達成をするために必要な事業。

第3章 組織及び登録

(組織)

第5条 第4条の目的を達成するために必要な条件を備えたチームで、幹部会が承認したチームによって組織する。

(登録)

第6条 本連盟に加盟したチームは、本連盟をとおして（公財）埼玉県サッカー協会、（公財）日本サッカー協会に登録しなければならない。

- 2 本連盟に登録する選手は、年度内に40歳以上でなければならない。
- 3 本連盟に登録をしないチーム及び選手は県内外の公式試合に出場できない。
- 4 他の都道府県から（公財）日本サッカー協会に登録されている選手は本連盟に登録できない。
- 5 加盟の手続き並びに加盟登録料については別に定める細則による。

(資格の喪失)

第7条 加盟チームは、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 加盟チームが脱退したとき。
- (2) 加盟チームが解散したとき。
- (3) 加盟チームが除名されたとき。
- (4) 本連盟が解散したとき。

(除名)

第8条 加盟チームが次の各号のいずれかに該当するときは、常任理事会において理事現在数の採決を計り、三分の2以上の賛成を持って、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又はその目的に背く行為があったとき。
- (2) 加盟チームが第10条の義務に違反したとき。

(登録料)

第 9 条 加盟チームは、別に定める加盟登録料を毎年度納入しなければならない。

(加盟チームの権利及び義務)

第 10 条 加盟チーム及びその団体に所属する個人は、次の事項に関する権利を持つ。

(1) 本連盟が主催する競技会に出場すること。

(2) 日本サッカー協会が開催する全国大会等の予選に出場すること

2 加盟チームは、登録料を納付しなければならない。

3 加盟チームは、所属する選手が本連盟の代表チーム及び選抜チーム等の一員として招聘された場合、特別な事情がない限り当該選手を参加させる義務を負う。

4 選手の在籍は、自由であり活動が保証される。また、加盟チームは、選手が移籍を申し出た場合は、これを拘束できない。

第 4 章 役員

(役員)

第 11 条 本連盟に、次の役員を置く。

会長……………1名

副会長…………若干名

事務局長……………1名

理事……………若干名

監事……………2名

(会長及び副会長)

第 12 条 会長及び副会長は、常任理事会で推挙する。

2 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった場合は、その職務を代行する。

(理事)

第 13 条 理事は、常任理事会において推挙する。

2 理事は常任理事会を構成し、会務を審議し、執行する。

3 会長は本連盟の運営を円滑に行う為、常任理事会の承認を経て、特別な任務を有する特任理事を若干名任命することができる。

(事務局長)

第 14 条 事務局長は、常任理事会において選出する。

2 事務局長は事業運営全般の管理者として、常任理事会の議決に基づき、本連盟の事業運営を行う。

(監事)

第 15 条 監事は、常任理事会において選出する。

2 監事は、会計及び業務執行状況を監査する。

3 監事は、職務を遂行する際に、著しい疑義が生じた場合、会長に対し常任理事会の招集及び業務の説明を求めることができる。

(選出基準)

第 16 条 第 11 条の役員は、会員及び学識経験者の中から選出する。

(役員等の年齢制限)

第 17 条 役員の年齢制限を設けない。

2 会長は就任時満 65 歳未満とする。

(任期)

- 第 18 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 2 本連盟から選出される関東サッカー協会 シニア委員の任期もこれに準ずる。
 - 3 財務部会長は高額の資金を管理するため、危機管理の面から最長 4 年とする。
 - 4 補欠または増員として選任された役員の任期は、前任者のまたは現任者の任期が満了するまでとする。
 - 5 役員は、その任期終了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(解任)

- 第 19 条 本連盟の役員が、次のいずれかに該当するときは、常任理事会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 前項に規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う常任理事会において、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 5 章 顧問・副顧問及び相談役

(顧問・副顧問及び相談役)

- 第 20 条 本連盟に、顧問・副顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問・副顧問及び相談役は常任理事会の議決をへて会長が委嘱する。
 - 3 顧問・副顧問及び相談役は、会長の要請に応じて常任理事会に出席することができる。
 - 4 顧問・副顧問及び相談役は、会長、常任理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

(顧問・副顧問及び相談役の選出基準)

- 第 21 条 顧問・副顧問は、会長、副会長を永年勤め、退任した者のうちから選出する。
- 2 相談役は、理事等を永年勤め、退任した者のうちから選出する。

第 6 章 会議

(幹部会)

- 第 22 条 幹部会は、会長、副会長、事務局長で構成する。必要に応じて専門部会の部会長等の出席を要請することができる。
- 2 幹部会は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。
 - 3 幹部会は、次の事項を審議する。
 - (1) 常任理事会から委任された事項及び常任理事会に提出する事項
 - (2) 本連盟の運営上、必要と認められる重要な事項

(常任理事会)

- 第 23 条 常任理事会は本連盟の最高議決機関であり、第 11 条の役員で構成する。
- 2 常任理事会は、会長が招集し、その議長となる。
 - 3 常任理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 役員の選出
 - (4) 規約の改正
 - (5) 本連盟の運営上必要と認められる重要な事項

(定 数)

- 第 24 条 常任理事会は現在理事数定数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することはできない。

ただし、委任状を提出し、代理人に委任することができる。

(議 決)

第 25 条 常任理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(議事録)

第 26 条 すべての会議は議事録を作成し、議長が署名押印のうえ、これを保管しなければならない。

第 7 章 会計

(経費)

第 27 条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他

(会費)

第 28 条 会費は、チーム会費を徴収する。但し、事業内容を鑑み、個人会費を徴収する事もある。

2 会費については、別に定める細則による。

(会計年度)

第 29 条 本連盟の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日で終わる。

第 8 章 専門部会

(専門部会)

第 30 条 本連盟は規約第 4 条の事業を遂行するために専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成、事業内容等は別に定める細則による。

第 9 章 規約の変更

(規約の変更)

第 31 条 本連盟の規約は、常任理事会の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、これを変更することができない。

第 10 章 付則

(付則)

第 32 条 本連盟の規約の施行については、常任理事会の議決をもって実施する。

- 1 本規約は、1984 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 1999 年 4 月 1 日 一部改正
- 3 2001 年 4 月 1 日 一部改正
- 4 2006 年 4 月 1 日 一部改正
- 5 2008 年 4 月 26 日 一部改正
- 6 2010 年 4 月 3 日 一部改正
- 7 2012 年 4 月 7 日 一部改正
- 8 2015 年 4 月 18 日 一部改正
- 9 2016 年 4 月 16 日 一部改正
- 10 2018 年 4 月 21 日 一部改正
- 11 2024 年 1 月 27 日 一部改正

【埼玉県シニアサッカー連盟組織図】

